

養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て世帯、若者夫婦世帯及び単身女性（以下「子育て世帯等」という。）の居住の選択肢を広げ、移住・定住による人口の増加を図るため、子育て世帯等の入居促進を目的とした民間集合賃貸住宅等を建設する者に対して、その費用を補助する養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する養父市民間集合賃貸住宅等建設事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間集合賃貸住宅等 国、兵庫県、養父市その他の地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社以外の者が所有し、賃貸借契約を締結して居住用として賃貸する集合住宅（戸建のものを含む。）をいう。ただし、社宅、寮、寄宿舍その他これらに類するものを除く。
- (2) 入居者 補助対象とする住戸に入居する者をいう。
- (3) 子育て世帯 入居契約時において、生計を共にする18歳未満の子どもが同居している世帯をいう。
- (4) 若者夫婦世帯 入居契約時において、夫婦ともに39歳以下であって、婚姻届出（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合においては事情の発生をいう。）の後5年以内の世帯又は入居後6か月以内に婚姻届出の予定がある世帯で、子育て世帯でない世帯をいう。
- (5) レディースマンション 単身女性専用の民間集合賃貸住宅等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に民間集合賃貸住宅等を建設し、所有者となる法人又は個人であって、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）第2条第2項に規定する徴収金及び養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）第1項に

規定する国民健康保険税並びに市税外収入金（以下「市税等」という。）について滞納がないこと。

- (2) 養父市暴力団排除条例(平成25年養父市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 市長は、複数の補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合にあつては、別に定める手続により、適当と認める補助対象者を選考することができるものとする。

(補助事業の要件)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する子育て世帯等の入居促進を目的とした民間集合賃貸住宅等を建設する事業とする。ただし、他の補助制度により国又は地方公共団体等から補助を受けるものを除く。

- (1) この事業の趣旨に沿った4戸以上の民間集合賃貸住宅等であること。
- (2) 敷地内に住戸1戸当たり1台以上の駐車場が確保されていること。
- (3) 各戸に専用の玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されていること。
- (4) 組み立て式仮設建築物などの簡易的なものでないこと。
- (5) 上水道、公共下水道などに接続していること。
- (6) 建築基準法その他関係法令の基準に適合していること。
- (7) 土砂災害や浸水等の災害が想定される区域内でないこと。ただし、宅地開発及び分譲に対し、安全上の対策を講じたものを除く。
- (8) 第13条の規定に基づき、入居募集を行う民間集合賃貸住宅等であること。
- (9) 民間集合賃貸住宅等として、第8条の補助金の額の確定通知の日から10年間維持管理すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象となる経費は、民間集合賃貸住宅等の建築に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。なお、駐車場整備等の外構工事に係る費用及び用地取得費、造成費は含まないものとする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額の3分の1に相当する額とし、1棟につき1戸当たり300万円を上限とする。ただし、レディースマンションを建築する場合は、1棟につき1戸当たり400万円を上限とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、建物全体・各戸の求積図等）
 - (2) 見積書の写し（補助対象工事の施工内容並びに積算内容及び数量・単価等の根拠が確認できるもの）
 - (3) 土地の登記事項証明書（借地の場合は、土地の賃貸借契約書の写し）
 - (4) 市税等に滞納がないことを証明する納税証明書等
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金額の変更を伴う補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに補助金交付変更（中止）申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更であって、当該事業の目的及び補助金額に変更がないもので市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 交付申請時の添付資料のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、補助金交付変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知し、変更又は中止を承認しないときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第6条第2項の補助金の交付決定通知の日の属する年度の3月15日（市の閉庁日に該当する場合は、直前の市の閉庁日でない日）までに、実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し（民間集合賃貸住宅を所有者が自ら施工する場合を除く。）
- (3) 建物、附帯設備等の支払領収書の写し（民間集合賃貸住宅等を所有者が自ら施工する場合は、事業費の支出を証する書類）
- (4) 建物、附帯設備等の完成写真（内部及び外部を撮影したもの）
- (5) 入居募集したことを確認できる入居者募集広告等の写し
- (6) 実績報告書の提出日よりも前に入居者募集を開始したことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内又は第6条第2項の補助金の交付決定通知の日の属する年度の3月31日（市の休日に該当する場合は、直前の市の休日でない日）のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときに、既に補助金が交付されている場合は、その取消しに係る補助金について、期限を定めて、補助金返還通知書（様式第9号）により補助事業者に通知し、補助金の返還を求めるものとする。

(入居者募集の開始)

第13条 補助事業者は、第6条第2項の補助金の交付決定通知の日から第8条の実績報告書の提出日までに入居者募集を開始し、その開始日から10年間は子育て世帯等に限定して行い、当該期間は子育て世帯等以外の世帯を対象住戸に入居させてはならない。

(関係書類の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に関する書類（工事請負契約書、入居者との賃貸借契約書、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等）を常に整備し、第9条の補助金の額の確定通知の日から10年間保存しなければならない。

(補助事業者の責務)

第15条 補助事業者は、この告示に基づく補助を受けた民間集合賃貸住宅等を第9条の補助金の額の確定通知の日から10年間（以下「維持管理期間」という。）

適切に維持管理し、また、市からの求めに応じ、民間集合賃貸住宅等の管理状況を遅延なく報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、交付決定を受けた事業の実施に当たり、この告示その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 補助事業者は、交付決定を受けた事業の情報発信及び事業検証等市が行う事業の推進に向けた取組に協力しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産である対象建物（以下「補助財産」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、又は取り壊すこと（以下「財産処分」という。）をしようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）及び次の各号に定める書類により市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付した場合又は維持管理期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 財産を譲受人に対し譲渡又は交換する場合 補助事業に係る義務の継承の内容を示す書類（様式第11号）
 - (2) 前号の場合において、譲受人以外に対象建物の所有者（共有者）がいる場合 義務の継承の内容に関する同意書（様式第12号）
 - (3) 補助事業に関する確認書（様式第13号）
- 2 市長は、前項の財産処分承認申請書を受けた場合は、財産処分承認通知書（様式第14号）により通知する。
 - 3 補助事業者は、前項の規定による承認を受けて財産処分を行う場合、当該処分を証する書類を、市長に提出しなければならない。
 - 4 補助事業者は、維持管理期間内に第1項に基づく譲渡又は交換による補助財産の処分を行う場合において、当該補助財産の処分が補助金の交付の目的に反しないと認められるときは、前条に定める責務を譲受人に継承しなければならない。
 - 5 財産処分を行った補助事業者は、維持管理期間に対する残存期間（維持管理期間から経過期間を差し引いた期間をいう。以下同じ。）の割合を補助金額に

乗じて得た額を、市長が通知する補助金返還通知書（様式第9号）に従い、本市に返還しなければならない。ただし、補助財産の処分が補助金の交付の目的に反しない場合は、この限りでない。

- 6 補助財産の譲受人は、その譲り受けた補助財産について、補助金の交付の目的に反することとなった場合は、維持管理期間に対する残存期間の割合を乗じて得た額を、市長が通知する補助金返還通知書（様式第9号）に従い、本市に返還しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
(署名又は記名押印)

補助金交付申請書

養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金の交付を受けたいので、養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 補助事業概要

民間集合賃貸住宅等の名称	
民間集合賃貸住宅等の所在地 (予定地)	
延床・敷地面積	延床面積 m^2 敷地面積 m^2
敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地
	※借地の場合 借地期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) 土地所有者 住所 氏名
住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 (造)
住宅の階数・戸数	階建て 戸
家賃等予定額	家賃 円
	共益費 円
	駐車場 円
募集対象	<input type="checkbox"/> 単身女性に限定して募集する。(レディースマンション) <input type="checkbox"/> 子育て世帯や若者夫婦世帯に限定して募集する。 <input type="checkbox"/> その他 ()

2 工事計画

工事施工者	住 所	〒	
	名称・代表者		
	担当者		
	電話番号		
工事予定日	着手	年 月 日	完了 年 月 日

3 補助金の額

建設費（工事見積額）(a)		円
建設費×3分の1 (b)		円
補助上限額(c)	戸× 万円/戸当たり＝	円
補助金交付申請額	(b)と(c)の少ない方の額	円

4 添付書類

- (1) 設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、建物全体・各戸の求積図等）
- (2) 見積書の写し（補助対象工事の施工内容並びに積算内容及び数量・単価等の根拠が確認できるもの）
- (3) 土地の登記事項証明書（借地の場合は、土地の賃貸借契約書の写し）
- (4) 市税等に滞納がないことを証明する納税証明書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長 印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金について、下記のとおり決定したので、養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 交 付 ・ 不 交 付
- 2 補助事業名 養父市民間集合賃貸住宅等建設事業
- 3 補助事業者名 住所
氏名
- 4 対象の民間集合賃貸住宅等
所在地
建物名称
- 5 交付決定額 金 円（見込）
- 6 補助金交付の条件

（不交付の場合はその理由）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
(署名又は記名押印)
電 話 番 号

補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第7条第1項に規定により申請します。

記

- 1 補助事業名 養父市民間集合賃貸住宅等建設事業
- 2 対象の民間集合賃貸住宅等
所在地
建物名称
- 3 変更（中止）の内容
- 4 変更（中止）の理由
- 5 添付書類
 - (1) 交付申請時の添付資料のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長

印

補助金交付変更（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付変更（中止）申請について、下記のとおり承認（不承認）したので、民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 養父市民間集合賃貸住宅等建設事業
- 2 対象の民間集合賃貸住宅等
所在地
建物名称
部屋番号
- 3 当初交付決定年月日・番号 年 月 日 第 号
- 4 当初交付決定額 円
- 5 変更交付決定額 円
- 6 条件

（不承認の場合はその理由）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
(署名又は記名押印)
電話番号

実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定のあった養父市民間集合
賃貸住宅等建設事業補助事業の実績について、次のとおり養父市民間集合賃貸住宅等建
設事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

対象工事費				円		
工事施工者	住所	〒				
	名称・代表者					
	担当者					
	電話番号					
工事期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日		
住宅の名称						
住宅の所在地						
家賃等予定額	家賃	円	共益費	円	駐車場	円
入居募集開始日	年 月 日					

添付書類

- (1) 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し（民間集合賃貸住宅等を所有者が自ら施工する場合を除く。）
- (3) 建物、附帯設備等の支払領収書の写し（民間集合賃貸住宅等を所有者が自ら施工する場合は、事業費の支出を証する書類）
- (4) 建物、附帯設備等の完成写真（内部及び外部を撮影したもの）
- (5) 入居募集したことを確認できる入居者募集広告等の写し
- (6) 実績報告書の提出日よりも前に入居者募集を開始したことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長

印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金について、下記のとおり補助金を確定したので、養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 養父市民間集合賃貸住宅等建設事業
- 2 補助事業者 住所
氏名
- 3 対象住戸 所在地
建物名称
部屋番号
- 4 交付決定番号 年 月 日付け 第 号
- 5 確定補助金額 金 円

様式第7号（第10条関係）

補助金交付請求書

金

円

年 月 日付け 第 号をもって、確定通知のあった補助金について、
養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、上記の
とおり請求します。

年 月 日

養父市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
(署名又は記名押印)
電話番号

補助金の交付（振込）先

金融機関名							
店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
口座種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()						
口座番号							
口座名義人	フリガナ						

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長 印

補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金については、下記のとおり交付の決定を取り消しましたので、養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 養父市民間集合賃貸住宅等建設事業

- 2 対象の民間集合賃貸住宅等
所在地
建物名称
部屋番号

- 3 取消しの内容

- 4 取消しの理由

様式第9号（第12条関係、第16条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長 印

補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金について、養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第12条又は第16条第5項若しくは第6項の規定により、次のとおり返還を求めます。

記

- 1 返還理由
- 2 返還金額
- 3 返還期限
- 4 返還方法

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
(署名又は記名押印)

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業により取得した財産等の処分について、養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象財産の内容

事業年度	年度
額の確定通知	年 月 日付け 第 号
補助金額	金 円
所在地	
建物名称	
財産処分予定日	年 月 日
備考	

2 処分の内容

譲渡 ・ 目的外使用 ・ その他 ()
義務の継承 有 ・ 無

3 処分の経緯、理由及びその後の管理方法

4 添付書類

市長が指定する書類

様式第 11 号（第 16 条関係）

義務の継承の内容を示す書類

1 継承する補助事業及び対象建物

継承する補助事業	補助事業名	養父市民間集合賃貸住宅等建設事業		
	事業年度	年度		
	補助事業者名 (譲渡人) (氏名又は法人名)			
	法人の代表者名			
	住所			
	額の確定通知の日	年	月	日付け 第 号
	補助金額	金		円
対象建物	所在地			
	建物名称			
	継承年月日	年	月	日

2 譲受人

氏名又は法人名			
法人の代表者名			
住所			
電話番号			
額の確定通知の日	年	月	日付け 第 号
補助金額	金		円
所在地			
建物名称			
継承年月日	年	月	日

3 所有者（共有者）

共有者の有無		<input type="checkbox"/> 共有者あり <input type="checkbox"/> 共有者なし
共有者ありの場合	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	

※共有者がいる場合は、全員の同意書及び確認書類が必要となります。

4 建物管理者

氏名又は法人名	
住所	
電話番号	

様式第 12 号（第 16 条関係）

義務の継承の内容に関する同意書

私が所有する下記の住宅について、「養父市民間集合賃貸住宅等建設事業」の制度内容及び養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱を理解した上で、同要綱を遵守することを誓約し、同事業の義務の継承の内容に同意します。

記

対象の民間集合賃貸住宅等

所在地

建物名称

年 月 日

〔建物所有者（共有者）〕

住 所 _____

氏 名 _____

様式第 13 号（第 16 条関係）

補助事業に関する確認書

私が譲り受ける下記の住宅について、「養父市民間集合賃貸住宅等建設事業」の制度内容及び養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱の内容を全て確認しました。

なお、万が一要綱に違反した場合は、補助金を返還します。

記

対象の民間集合賃貸住宅等

所在地

建物名称

年 月 日

〔譲受人〕

住 所 _____

氏 名 _____

様式第14号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長

印

財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった財産処分承認申請については、養父市民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり承認することとしたので、通知します。

記

- 1 補助事業名 養父市民間集合賃貸住宅等建設事業

- 2 対象の民間集合賃貸住宅等
所在地
建物名称
部屋番号

- 3 処分の内容 処分の種類
義務の継承

- 4 補助金の交付目的を遵守する期間（義務を継承する場合）